

沼津市プラスチック製容器包装中間処理業務委託

契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)」を踏まえ、沼津市内から収集したプラスチック製容器包装の中間処理を円滑かつ確実に履行し、生活環境の保全及び再生利用の促進を図ることを目的とする。

業務の実施にあたっては、中間処理を経た成形品(ベール)は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再資源化事業者に引渡して再資源化することから、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が示す品質基準に見合う必要があり、業務実施体制や業務遂行能力が求められるため、プロポーザル方式(※)により、契約候補者を選定する。

この要領は、「沼津市プラスチック製容器包装中間処理業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 沼津市プラスチック製容器包装中間処理業務委託
- (2) 業務内容 別紙「沼津市プラスチック製容器包装中間処理業務委託 公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 施設整備期間：契約締結日から令和7年3月31日まで
業務実施期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
※契約の締結については、早くとも令和6年4月以降となる予定である。
- (4) 契約金額 提案限度額 481,250,000円(消費税及び地方消費税を含む)
※各年度別提案限度額
・令和6年度 0円
・令和7年度から令和11年度 96,250,000円/年
※令和6年度予算成立前のため、本業務に係る予算が沼津市議会において承認されない場合は契約が取りやめとなる可能性がある。

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市生活環境部クリーンセンター管理課

〒410-0813 沼津市上香貫三ノ洞 2417-1

担当 石川、深沢、塗木

電話 055-933-0711 FAX 055-931-7724

E-mail kuri-kan@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、契約候補者の決定後、契約締結までの間、以下のいずれかの要件を満たせなくなった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと（更生開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く）。
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 業務開始までに沼津市内にプラスチック製容器包装の中間処理施設（破袋・選別・圧縮・梱包）を設置し、令和7年4月1日から委託業務を開始できる者。なお、処理施設の設置にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条のただし書き以降に規定する許可及びその他関連法令の許可等（※）を受けすること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に規定する一般廃棄物処理施設技術管理者を配置すること。
※その他関連法令の許可等とは下記の法令が想定される。
 - ・農地法（昭和27年法律第229号）
 - ・道路法（昭和27年法律第180号）
 - ・河川法（昭和39年法律第167号）
 - ・文化財保護法（昭和25年法律第214号） 他
- (7) 中間処理施設の設置予定場所については、別紙1「中間処理施設の設置場所の条件」を満たすことができる者であること。なお、別紙1「中間処理施設の設置場所の条件」に関しては沼津市都市計画部まちづくり指導課へ確認すること。

- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 4 条の 2 の 2 に掲げる基準に該当する者であること。
- (9) 2 つ以上の事業者が共同事業者を結成して申請する場合は、共同事業者として上記 (1) ～ (8) の条件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。
- ① 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申請時に共同事業者の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 6 年 1 月 12 日(金) ホームページに掲載
2	質問受付	令和 6 年 1 月 18 日(木) 17 時までに電子メールで
3	質問回答	令和 6 年 1 月 24 日(水) 17 時までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込	令和 6 年 1 月 30 日(火) 17 時まで (必着)
5	参加承認及び選考会 当日案内の通知	令和 6 年 2 月 1 日(木) 12 時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	令和 6 年 2 月 16 日(金) 17 時まで (必着)
7	選考会	令和 6 年 2 月 27 日(火) 予定
8	選定結果の通知	令和 6 年 3 月 1 日(金) 予定
9	契約締結	令和 6 年 4 月以降 予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール、FAX 等（様式任意）により提出する。その際、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX 番号を併記し、提出後は必ず電話連絡すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期限までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)(7)は不要とする。また共同事業者を結成した事業者は、(10)及び(11)も併せて提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- (1) 参加申込書 1部（様式1）
- (2) 類似業務実績表 8部（様式2）
- (3) 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部（様式4）
- (5) 登記簿謄本等 1部（申込日から3か月以内に発行されたもの）
 - ・法人登記をしている事業者は、履歴事項全部証明書の写し
 - ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し
- (6) 財務諸表 1部（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- (7) 納税証明書 各1部（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出）
 - （市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出）
 - ①市税納税証明書
 - ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ・個人事業者の場合は、市県民税納税証明書（最新のもの）
 - ②固定資産税納税証明書（最新のもの）
 - ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は、「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は、「その3」又は「その3の2」を提出
- (8) 中間処理施設の設置のために必要な関連法令の許可等の一覧（様式5）
- (9) 設置予定の中間処理施設の位置図（様式自由）
- (10) 共同事業者協定書の写し 1部（様式自由、参考書式あり）
- (11) 代表者への代表権委任状 1部（様式自由）

8 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承

認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内及び自社名として提出書類に記載するアルファベット（例 A社、B社…）を併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ①企画提案書提出届 1部（様式6）
- ②企画提案書（様式自由）
- ③想定スケジュール（様式自由）
- ④実施体制調書（様式7）
- ⑤設置予定の中間処理施設の図面（様式自由）
- ⑥見積書（様式自由、押印不要）（見積書は1kg当たりの処理単価（税抜）を記載すること）

(2) 企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「(1) 提出書類」のうち、②～⑥については、すべて自社名を記載せず、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを、各書類の1ページ目の右上に挿入すること。なお、自社名が記載されている場合は受け付けない。
- ②「(1) 提出書類」のうち、②～⑥については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを8部提出する。

(3) 注意事項

- ①企画提案書はA4判片面10ページ以内（表紙・目次・中表紙を除く）で作成すること（A3判による折込みも可能とするが、A3判は2ページカウントとする）。また、用紙は縦又は横のいずれかで統一することとし、文字は10ポイント以上とする。
- ②企画提案書は見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法については、具体的に説明するとともに、手順等を簡単なフロー等を用いて示すこと。
- ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲内で提案を行うこと。
- ④見積書には1kg当たりの処理単価（税抜）を記載するとともに、内訳欄を設け、実施項目の費用が分かるように内訳を記載する他、公募仕様書に示す予定処理量における総額も記載すること。

- ⑤想定スケジュールには、処理施設の設置のために必要な関連法令の許可等の取得スケジュールも記載すること。
- ⑥提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

10 提案する内容

「沼津市プラスチック製容器包装中間処理業務委託 公募仕様書」の内容を参照し、中間処理業務の実施方法や中間処理施設について、提案を行うこと。

また、中間処理後のベールは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡してリサイクルを行うことからベールの品質確保のための取組み、中間処理施設の設置のために必要な関連法令の許可等の手続きから業務開始までの想定スケジュールについて、提案を行うこと。

その他の提案する内容については、「別表1 評価項目」を参照すること。

11 選考

(1) 選考方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「沼津市プラスチック製容器包装中間処理業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表1「評価項目」のとおり。

(3) 選考会（プレゼンテーション）

発表時間等は1参加者につき30分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。プロジェクター及びパワーポイントの使用は不可とし、ボードを用いての説明はA1版サイズを上限とする。また、プレゼンテーションの参加者は3名までとする。

なお、プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、令和6年4月以降に契約を締結し、その後、速やかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の業務実施体制や業務遂行能力を審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。また、本契約は1kg当たりの処理単価による単価契約となるため、実際の処理量に1kg当たりの処理単価を乗じた金額を委託料とする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。選定された事業者が契約できなかった場合は、本件に係る費用は、すべて選定された事業者が負担するものとし、市は一切の補償をしない。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

また、契約においては別表2「契約を解除することとなった場合の措置」、別表3「処理業務履行開始が遅れることとなった場合の措置」及び別表4「処理業務開始後に処理業務の実施が困難となった場合の措置」についての旨の特約を含めるので注意すること。詳細は下記「15 契約締結後」に示す。

また、本プロポーザルにおいては、業務開始までに沼津市内にプラスチック製容器包装の中間処理施設を設置する必要があることから、施設の整備期間を考慮し、令和6年度予算成立前に実施するものである。そのため、本業務に係る予算が沼津市議会において承認されない場合は契約が取りやめとなる可能性がある。なお、契約が取りやめにより発生した損害について市は責任を負わないものとする。

15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに業務開始までの実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

契約締結後、何らかの事由により処理業務の履行が不可能であることが判明した場合は、契約を解除するものとする。なお、提案内容に基づき契約候補者を選定し、契約を締結するため、提案内容の変更は認めないものとする。契約の解除にあたっては別表2「契約を解除することとなった場合の措置」により市及び契約者が協議のうえ対応するものとする。

また、契約締結後、何らかの事由により処理業務履行開始が遅れることが判明した場合は、別表3「処理業務履行開始が遅れることとなった場合の措置」により市及び契約者が協議のうえ対応するものとする。

さらに、処理業務開始後、何らかの事由により処理業務の実施が困難となり、代替処理が必要となった場合は、別表4「処理業務開始後に処理業務の実施が困難となった場合の措置」により市及び契約者が協議のうえ対応するものとする。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (3) 1団体につき提案は1つとし、複数の提案は不可とする。また、単独で参加した団体がほかのグループの構成員となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成員となることも不可とする。

別紙1 中間処理施設の設置場所の条件

1 都市計画等との整合

国、県又は本市に中間処理施設に関する計画又は指針等が定められているときには、これらに整合するものであること。

2 敷地の位置

中間処理施設の敷地は、次に掲げる基準に適合すること。

一 準工業地域、工業地域、工業専用地域、又は用途地域の指定のない区域に位置すること。

二 住居系用途地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。）から50m以上離れていること。ただし、生活環境に著しい影響を与えないよう、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき行う環境調査基準における住居系用途地域の規制基準の中の下位の基準値を満たす場合は、この限りでない。

三 都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）の区域が含まれていないこと。

四 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他これらに類する静穏な環境を必要とする施設の敷地境界から50m以上離れていること。ただし、生活環境に著しい影響を与えないよう、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき行う環境調査基準における住居系用途地域の規制基準の中の下位の基準値を満たす場合は、この限りでない。

五 自然公園法による自然公園、都市計画法による風致地区等優良な自然環境を保全する必要のある区域及び良好な住宅環境を保全すべき区域が含まれていないこと。

六 災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等災害防止のために保全を図る必要のある区域が含まれていないこと。

七 その他市長が不相当と認める位置でないこと。

3 搬出入道路

国道・県道及び概ね有効幅員6m以上の1級・2級幹線市道（以下「幹線道路」という。）からの搬出入道路（以下「搬出入道路」という。）は幅員6m以上の舗装道路とするほか、次に掲げる基準に適合すること。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。

一 搬出入道路は、通学路と重複しないこと。

二 搬出入道路は、繁華街や住宅街を經由しないこと。

三 敷地の車両出入口は原則として1箇所とし、敷地周辺の交通に影響を及ぼさないよう適切な位置に設置されること。

4 施設計画

中間処理施設は、次に掲げる基準に適合すること。

- 一 廃棄物の保管施設は、原則として建築物内に設置すること。また、保管の方法及び能力については適切なものとする。
- 二 搬出入車両が搬出入道路に滞留しないよう、当該計画敷地内において十分な作業スペースが設けられていること。
- 三 原則として、従業員等の車両の駐車場が確保されていること。
- 四 敷地面積の 10%以上を周辺に対する緩衝緑地とすること。また、緩衝緑地は敷地周辺に中木以上の緑地を設けることに努めること。

5 公害防止

公害関係法令等の適用対象外となる場合においても、これに準じて公害防止に努めること。

6 施設維持計画

中間処理施設の施設維持計画は、次に掲げる基準に適合すること。

- 一 搬出入道路について、道路管理者と協議すること。
- 二 敷地の車両出入口には、交通整理の実施や警報装置を設けるなど、搬出入道路の安全の確保に努めること。
- 三 敷地の車両出入口には、必要に応じてタイヤ洗浄施設を設けるなど、搬出入道路の環境美化に努めること。
- 四 施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、搬出入道路の交通に過度な影響を与えないこと。

7 近隣説明等

次に掲げる事前説明等を実施すること。

- 一 施設設置者は、中間処理施設の計画が確定したときは、許可申請の 20 日以上前までに、次に掲げる関係者に対して計画の内容を説明し、理解を得るよう努めること。
 - イ 敷地境界線から周囲 50m 以内にある土地及び建物の所有者及び居住者。
 - ロ 当該敷地を区域に含む自治会等の地元組織の代表者
- 二 前号に規定する説明を行う際には、次に掲げる事項について説明を行うこと。
 - イ 建築計画及び工事の内容
 - ロ 処理を行う廃棄物の内容
 - ハ 処理の方法
 - ニ 処理能力及び処理予定量
 - ホ 収集先及び処分先の予定
 - ヘ 幹線道路からの搬出入経路
 - ト 公害対策及び保安上の計画
 - チ 施設の維持及び管理体制

- リ 許可申請時期
- ヌ その他必要な事項

別表1 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1) 業務実施体制	①処理施設の設置予定場所が定時収集の円滑な実施に支障のない位置にあるか	10	60
	②公募仕様書の内容を網羅しているか	10	
	③設置予定の処理設備の能力等は十分か	10	
	④施設周辺の環境保全対策の工夫があるか	10	
	⑤天災、事故、故障などの対策があるか	10	
	⑥施設周辺の環境トラブル、事故トラブル等周辺住民への対応策は十分か	10	
(2) 業務遂行能力	⑦プラスチック製容器包装の中間処理業務の実績があるか又は類似業務(ペットボトル・古紙等の圧縮・梱包業務)の実績があるか	10	40
	⑧べールの品質を確保するための工夫があるか	10	
	⑨必要な関連法令の許可等について確認し、業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	20	
		100/100	

○評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

- (1) 「業務遂行能力」の点数が高い者を上位とする。
- (2) (1) も同点の場合は、選定委員から意見を聞き、選定委員会において順位を決定する。

○ただし、合計点数の平均が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

別表2 契約を解除することとなった場合の措置

※契約解除事由として予想される「リスクと責任分担」を下記の表に示す。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	契約者
公募要領等の誤り	公募要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
提案書類の誤り	提案書類の誤りにより契約の目的を達成できない場合		○
許認可に関すること	契約者が事業実施に必要な許認可を取得できなかった場合		○
近隣対応に関すること	契約者の事業実施に対する住民反対運動等		○
安全性に関すること	設計、建設、維持管理、業務実施に際し、安全性が確保できない場合		○
周辺環境の保全に関すること	設計、建設、維持管理、業務実施に際し、周辺環境の保全対策が実施されない場合		○
処理設備に関すること	処理設備の能力が提案時の能力を満たさなかった場合、又は、提案した処理工程の設備を設置しなかった場合等		○
処理施設の事故に関すること	契約者の責に起因する火災によって、処理施設又は処理設備の焼損等の事故により処理業務の履行が不可能となった場合		○
事業の中止	市の指示による場合（事業者に起因するものを除く）、又は、市の財政破綻による場合	○	
	契約者の事業放棄、経営破綻による場合		○
その他事項	上記に記載のない事項	協議	

- 契約を解除することとなった場合は、上記の表に基づき、予想されるリスクに応じ責任を負うべき者がリスク対応に要した費用を負担することを基本とするが、市及び契約者が協議のうえ対応するものとする。
- 契約者が担当する業務において、業務に伴い発生するリスクについては原則として契約者が責任を負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。
- 上記の表における「その他事項」のリスクについては、発生したリスクに応じ責任を負うべき者がリスク対応に要した費用を負担することを基本とするが、市及び契約者が分担して責任を負うべきリスク、又は、市及び契約者のいずれの責めにも帰すことのできないリスクが発生した場合には、市及び契約者が協議し費用を負担するものとする。費用の負

担方法は別途協議するものとする。

- 契約を解除したことにより処理業務履行開始が遅れることとなった場合、解除事由として契約者が責任を負うべき事由であったときは、遅れにより発生した損害について、市は契約者へ損害賠償を請求することができるものとする。また、市及び契約者のいずれの責めにも帰すことのできない事由であったときは、遅れにより発生した損害について、市及び契約者が協議し費用を負担するものとする。費用の負担方法は別途協議するものとする。なお、市内で処理業務が履行開始できるまでの期間は、市にて別途プラスチック製容器包装の処理を行う。

別表3 処理業務履行開始が遅れることとなった場合の措置

※遅延事由として予想される「リスクと責任分担」を下記の表に示す。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	契約者
公募要領等の誤り	公募要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
許認可に関すること	契約者が事業実施に必要な許認可の取得が遅れた場合		○
近隣対応に関すること	契約者の事業実施に対する住民反対運動等		○
安全性に関すること	設計、建設、維持管理、業務実施に際し、安全性の確保が遅れた場合		○
周辺環境の保全に関すること	設計、建設、維持管理、業務実施に際し、周辺環境の保全対策が遅れた場合		○
処理設備に関すること	発注ミス等契約者の責めに帰すべき事由により処理設備の設置が遅れた場合		○
処理施設の事故に関すること	契約者の責に起因する火災によって、処理施設又は処理設備の焼損等の事故により処理業務の履行が不可能となった場合		○
事業の遅延	市の指示による場合（事業者起因するものを除く）	○	
	契約者の事業遅延による場合		○
その他事項	上記に記載のない事項	協議	

- 処理業務履行開始が遅れることとなった場合は、上記の表に基づき、予想されるリスクに応じ責任を負うべき者がリスク対応に要した費用を負担することを基本とするが、市及び契約者が協議のうえ対応するものとする。
- 契約者が担当する業務において、業務に伴い発生するリスクについては原則として契約者が責任を負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。
- 上記の表における「その他事項」のリスクについては、発生したリスクに応じ責任を負うべき者がリスク対応に要した費用を負担することを基本とするが、市及び契約者が分担して責任を負うべきリスク、又は、市及び契約者のいずれの責めにも帰すことのできないリスクが発生した場合には、市及び契約者が協議し費用を負担するものとする。費用の負担方法は別途協議をするものとする。
- 処理業務履行開始が遅れることとなった場合、遅延事由として契約者が責任を負うべき事由であったときは、遅れにより発生した損害について、市は契約者へ損害賠償を請求す

ることができるものとする。また、市及び契約者のいずれの責めにも帰すことのできない事由であったときは、遅れにより発生した損害について、市及び契約者が協議し費用を負担するものとする。費用の負担方法は別途協議するものとする。なお、市内で処理業務が履行開始できるまでの期間は、市にて別途プラスチック製容器包装の処理を行う。

- 処理業務履行開始が遅れることとなった場合は、履行開始時期の変更は行うが履行期間の終期（令和 12 年 3 月 31 日まで）は変更しないものとする。また、履行開始時期の変更により発生した処理業務の履行不能期間中の委託料は支払わないものとする。

別表4 処理業務開始後に処理業務の実施が困難となった場合の措置

※処理困難事由として予想される「リスクと責任分担」を下記の表に示す。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	契約者
近隣対応に関する こと	契約者の事業実施に対する住民反対運動等		○
安全性に関するこ と	維持管理、業務実施に際し、安全性の確保が損な われた場合		○
周辺環境の保全に 関すること	維持管理、業務実施に際し、周辺環境の保全対策 が損なわれた場合		○
処理施設の事故に 関すること	契約者の責に起因する火災によって、処理施設 又は処理設備の焼損等の事故により処理業務の 履行が不可能となった場合		○
その他事項	上記に記載のない事項	協議	

- 処理業務開始後に処理業務の実施が困難となった場合は、上記の表に基づき、予想されるリスクに応じ責任を負うべき者がリスク対応に要した費用を負担することを基本とするが、市及び契約者が協議のうえ対応するものとする。
- 契約者が担当する業務において、業務に伴い発生するリスクについては原則として契約者が責任を負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。
- 上記の表における「その他事項」のリスクについては、発生したリスクに応じ責任を負うべき者がリスク対応に要した費用を負担することを基本とするが、市及び契約者が分担して責任を負うべきリスク、又は、市及び契約者のいずれの責めにも帰すことのできないリスクが発生した場合には、市及び契約者が協議し費用を負担するものとする。費用の負担方法は別途協議をするものとする。
- 処理業務開始後に処理業務の実施が困難となった場合、処理困難事由として契約者が責任を負うべき事由であったときは、処理困難により発生した損害について、市は契約者へ損害賠償を請求することができるものとする。また、市及び契約者のいずれの責めにも帰すことのできない事由であったときは、処理困難により発生した損害について、市及び契約者が協議し費用を負担するものとする。費用の負担方法は別途協議するものとする。なお、処理業務が再開できるまでの期間は、市にて別途プラスチック製容器包装の処理を行う。
- 処理業務開始後に処理業務の実施が困難となった場合は、困難となった原因を速やかに究明し、市へ原因及び処理業務が再開できる時期を報告するものとする。なお、処理業務の履行不能期間中の委託料は支払わないものとする。